

横浜市水道法施行細則の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

「水道法施行令」及び「水道法施行規則」の改正に伴い、「横浜市水道法施行細則」の一部改正を予定しております。

2 改正の概要

- (1) 様式中、水道技術管理者の資格の記入欄を「資格要件」に改めます。
- (2) 様式中、受託水道業務技術管理者の住所、氏名及び資格要件を追加します。
- (3) 水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者を設置、変更する様式の添付書類に資格を証明する書類を追加します。
- (4) 給水方式の多様化に伴い、様式中、「タンクレス方式」を「ポンプ直送方式」に改め、「高置水槽直送方式」及び「その他」を追加します。
- (5) 必要な文言整理等を行います。

3 施行予定

令和7年4月1日（予定）

4 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。